

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と目標像

【基本理念】

障害者基本法によると、障害者は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の障害がある者」と定義されています。また、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるという理念」が明記されています。

本計画は、この基本理念や障害者への定義を強く認識し、障害の有無にかかわらず、すべての町民が個人として尊重される地域社会づくりをめざし策定するものです。

【目標像】

病気や障害によって失った機能の回復を図るための専門的援助を行うことによって、障害のある人が持てる能力を最大限に発揮し、その人らしく社会的に自立していくことが重要です。そのためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を構築していく必要があります。

そこで、今後の本町における障害者福祉行政の在り方及び障害のある人が住み慣れた地域で、生きがいをもって、安心して暮らせるまちを目指すため、目標像を以下の通り定めます。

【目標像】

～すべての町民が、障害の有無にかかわらず、
地域社会の中で安心していきいきと暮らせる町をめざして～

2 計画の基本目標

「基本理念」を実現するための基本目標は、次の6つとなります。

基本目標Ⅰ	障害のある人が安心して暮らせるまちをつくろう (福祉のまちづくりの推進)
誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、ハード面の整備にとどまらず、地域に住む人々の理解やサポートがきわめて大切であり、今後もハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを推進します。	
基本目標Ⅱ	障害のある人が社会で活躍する場をひろげよう (保育、教育、就労、社会参加の促進)
障害の特性に応じた適切な保育・教育の場や機会を提供し、関係機関とより一層の連携を図ります。また、一般雇用はもちろん、福祉的就労も含め、障害のある人一人一人の働く意欲を尊重し、働く場の確保を図ります。	
基本目標Ⅲ	障害や障害のある人のことを深く理解しよう (町民の理解と交流の促進)
各種広報媒体の活用や様々な行事を通じた啓発・広報活動の充実、幼児期からその発達段階に応じた福祉教育と地域や職場で共に活動しながら互いに理解を深める交流の促進、障害のある人のニーズに沿ったボランティアの養成など一層の充実を図ります。	
基本目標Ⅳ	障害のある人の自立を支援するしくみをつくろう (自立支援と相談の充実)
障害の特性にかかわらず地域生活に必要な情報をいつでも入手できるよう、情報提供体制の充実を図ります。また、障害のある人のニーズに対応した相談支援体制や地域生活における支援拠点を整備します。	
基本目標Ⅴ	障害のある人がその人らしく生きられる地域をつくろう (住まいの場・日中活動の場の確保)
障害のある人が地域で自立し、生きがいのある地域生活を送るために適切な福祉サービスを展開し、積極的な支援を行います。また、住まいの場を整備し、日中活動の場の充実をはかります。	
基本目標Ⅵ	障害のある人の健康を守り障害の原因となる疾病を予防しよう (保健・医療の充実)
障害の原因となる疾病の予防と早期発見・早期対応に努めます。また、障害のある人の医療・保健・福祉の充実を図るため、関係機関との連携を強化していきます。	

3 計画の体系

